

第 1 章

計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の背景

第 2 節 計画の概要

第 1 節 計画策定の背景

1. 社会情勢等の変化

平成21年3月の環境基本計画(第2次)(以下「第2次計画」という。)策定以降、国内外における社会経済情勢及び環境問題等は大きく変化しています。

国際的には、平成27(2015)年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針として、世界全体の経済、社会及び環境の3側面を不可分のものとして調和させる統合的取り組みが作成されました。我が国でも「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを実施指針に掲げ、諸施策に取り組んでいます。

また、地球温暖化対策に関し、世界共通の長期目標として産業革命以前と比較して気温上昇を2℃以内とする目標の設定やすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、各国の適応計画プロセスと行動を実施することなどが盛り込まれた「パリ協定」が平成27(2015)年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、平成28(2016)年11月に発効しました。

我が国でも平成42(2030)年までの温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比26%削減することを目標に、毎年、国が1年間に排出・吸収する温室効果ガスの量を取りまとめ、国連気候変動枠組条約事務局に報告しています。

一方、国内では平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を契機とするエネルギーの安定確保や未曾有の災害に伴う環境リスクへの対応、市民による環境にやさしいライフスタイルへの転換機運の高まり、さらには、微小粒子状物質(PM2.5)に代表される大気環境対策、生物多様性の保全など、取り組むべき重要課題が山積しています。

2. 金沢市における取り組みの経緯

本市では、金沢市環境保全条例に基づき、第1次、第2次の環境基本計画を策定し、自然豊かな金沢の環境を守り、将来の世代に引き継ぐことができる「持続可能な都市「金沢」」を実現するため、上位・関連計画等との整合を図りつつ、市民・事業者・団体(地域団体、NPO等)との協働により、様々な施策に取り組んできました。

特に、第2次計画では「潤いのある都市」「環境への負荷が少ない都市」「市民・事業者・市が力を合わせて取り組む都市」の3つの基本目標を掲げ、8つの分野目標と27の施策方針を定め、自然環境や都市・生活環境から地球環境問題への対策、循環型社会の形成、環境教育・学習等の様々な分野から環境関連施策に取り組んできました。

こうした経緯や近年の社会情勢等の急激な変化を踏まえ、諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間を1年前倒し、第3次計画を策定することといたしました。

金沢市環境基本計画(第2次)に掲げた各種施策の評価

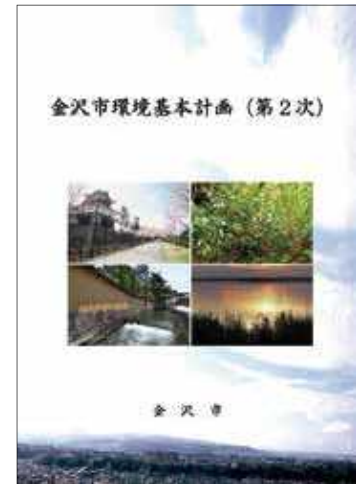
第2次計画に掲げた施策の評価は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 潤いのある都市「金沢」をつくる

「人と自然が共生するまち」について、「森林の整備面積」、「地域住民などの参加による農地等の保全活動面積」とともに数値目標は順調に達成できています。また、平成27年度には農林業の持続的な発展と農山村の活性化を推進するための計画として「金沢の農業と森づくりプラン2025」、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画として「金沢版生物多様性戦略」を策定し、計画的に施策を推進しています。

「緑・水・歴史・文化を生かしたまち」についても、数値目標は概ね達成しています。緑の減少、竹林の増加などの課題があるものの、市民・市民団体・事業者と協力し、公園の整備、地域緑化、景観の保全を推進しています。

「快適に暮らせるまち」について、第2次計画の主な施策は交通環境やバリアフリー関連施策であり、施策は順調に進捗しています。人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえ「第2次金沢交通戦略(平成28年3月)」や「金沢市集約都市形成計画(平成29年3月)」に基づき施策を推進しています。



環境基本計画(第2次)

基本目標Ⅱ 環境への負荷が少ない都市「金沢」をつくる

「地球環境問題への対策」について、エネルギー消費量に関する目標は概ね達成していますが、温室効果ガス排出量については、東日本大震災による原子力発電所停止の影響により温暖化排出係数が増大したこともあり、目標を達成できませんでした。

「循環型社会の形成」について、数値目標のうち、ごみの減量化や資源化の推進に関する項目については目標達成が難しい状況ですが、平成26年度に策定した「金沢市ごみ処理基本計画第5期」に基づき、ごみの減量や資源化を促進しています。

「健康で安全な生活環境」については、常時監視項目等の数値目標は概ね達成されています。

基本目標Ⅲ 市民・事業者・市が力をあわせて取り組む都市「金沢」をつくる

「環境教育・環境学習」については、出前講座や自然体験会を開催しており、数値目標を達成しています。

「市民・事業者・市の協働」については、各主体が協働で地域美化や自然保護などの環境施策を実践しており、施策は順調に進捗しています。

第2節 計画の概要

1. 計画策定の目的

本計画は、本市の地域及び環境特性を踏まえ、目指す環境の将来像とその実現に向けた施策体系、諸施策の概要を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進によって良好な環境を持続できるよう基本的な方向を示すものです。

2. 計画の位置づけと役割

本計画は、「金沢市環境保全条例」に基づき策定するもので、本市の環境保全に関する基本かつ総合的な計画です。

また、「世界の「交流拠点都市金沢」をめざして」(平成25年3月)に掲げた金沢の目指すべき都市像を踏まえた上で、今後のまちづくりを進める際の環境分野に関する計画として、本市の諸計画とも整合を図りつつ計画を推進していくものです。

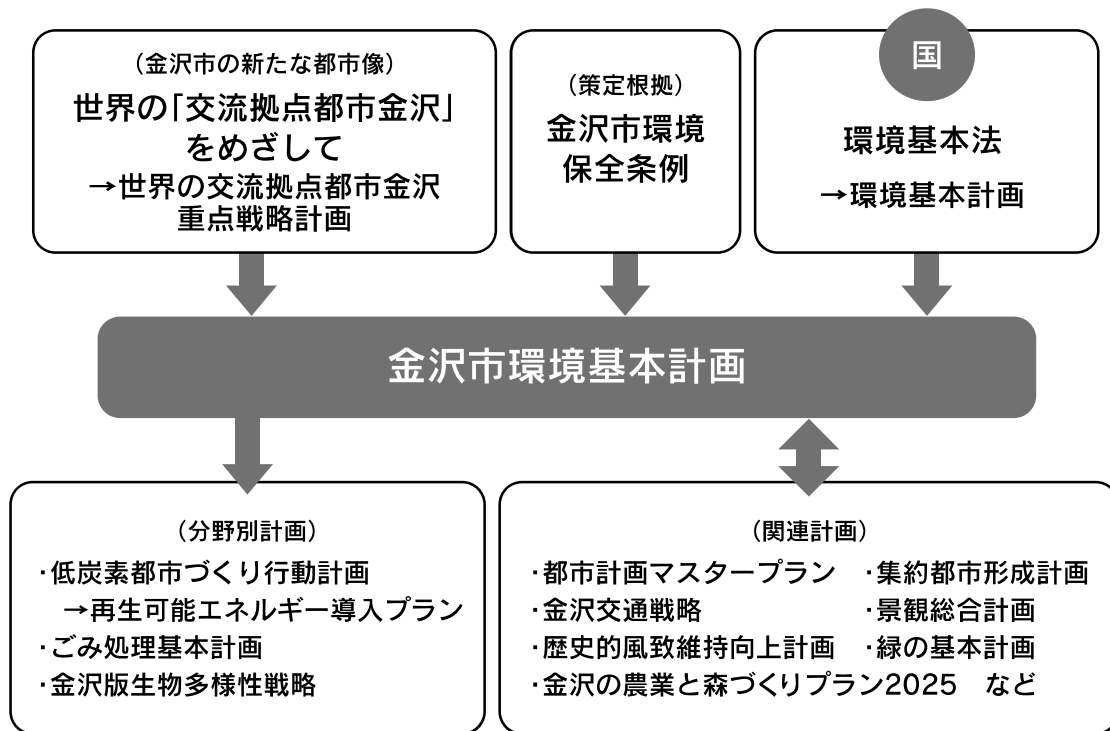


図 計画の位置づけ

3. 計画の範囲

本計画は金沢市全域を対象とし、市民や市内の事業者、市民団体、大学、市(行政)等の多様な主体の参加と協働により計画を推進します。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成30(2018)年4月から平成40(2028)年3月までの10年間とします。
なお、国内外の社会情勢の変化や科学技術の進展、本市における環境や社会構造などに大きな変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。